

## 岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略会議設置要綱

### (目的)

第1条 岐阜県におけるデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)を推進するため、各分野の有識者等により、それぞれの立場から意見聴取することを目的とする岐阜県DX推進戦略会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌)

第2条 会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- 一 岐阜県DX推進計画の策定及び推進に関する事項
- 二 岐阜県のDXの推進に関する事項
- 三 その他情報化・デジタル化施策を推進する上で必要と認める事項

### (委員)

第3条 委員は、DXの推進に関し、優れた識見、専門的知識、経験等を有するもののうちから、県が選任する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

### (組織)

第4条 会議は、委員15名以内で組織する。

- 2 協議会に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

### (協議会)

第5条 会議は、岐阜県清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略推進課長(以下「デジタル戦略推進課長」という。)が招集する。

- 2 デジタル戦略推進課長は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして出席を求め、意見を聴くことができる。

### (分科会)

第6条 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、岐阜県清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略推進課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、デジタル戦略推進課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。